

第 85 号議案

刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、この案を提出するものである。



刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市職員の給与に関する条例(平成17年豊後大野市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(豊後大野市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市職員等の旅費に関する条例(平成17年豊後大野市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(豊後大野市消防団条例の一部改正)

第3条 豊後大野市消防団条例(平成17年豊後大野市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(豊後大野市水道水源保護条例の一部改正)

第4条 豊後大野市水道水源保護条例(平成19年豊後大野市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第15条第1項」を「第15条」に改める。

第23条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限

る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の豊後大野市職員の給与に関する条例第29条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

